

令和2年3月23日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務への対応等について
お知らせ(その3)

瀬戸内市契約管財課

瀬戸内市発注の建設工事及び建設関係業務について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、工事等の一時中止の取扱いについて、令和2年2月28日及び3月13日にお知らせしていましたが、**取扱いを変更します**ので、お知らせします。

- 1 受注者は、新型コロナウイルス感染症について、**感染拡大防止のため、又は当該感染症の影響により、工事・業務を一時中止したいときは**、発注者（発注機関の監督員等）に対し、**一時中止を希望する期間と一時中止が必要な事情**を申し出てください。
申し出があった場合、発注者が一時中止の必要があると認めるときは、受注者の責めに帰することができないものとして、一時中止を認めるとともに、必要に応じて、工期の延長等についても適切に対応することとします。
- 2 一時中止を認める期間（**変更**）
一時中止が必要な事情を踏まえ、必要な期間、一時中止を認めます。

【問合せ先】

瀬戸内市総務部契約管財課

Tel : 0869-22-3906